

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 新兵庫県地球温暖化防止推進計画見直し

意見募集期間 : 平成18年4月27日～平成18年5月17日

意見等の提出件数 : 51件(9人)

計画の項目	意見等の内容	件数	意見等への考え方
運輸部門における排出削減方策	車道に並行して、自転車専用道路を設置して、自転車の普及を図る。また、サイクリングイベントを企画する。	1	(意見を計画(案)に反映) 本文P17の「第3章第2節1(4) 自転車利用の促進」に趣旨を反映させます。後段については、事業実施の中での検討事項にさせていただきます。
第1章兵庫県における地球温暖化対策の推進に関する基本的方向	本計画は、2010年を目標達成期間(第1期)とし、さらにそれ以降も継続して温室効果ガス排出削減を持続的に推進し、達成するべき期間を明示してはどうか。	1	(既に盛り込み済み) 本文P29の「第4章第4節2 計画の進行管理」の中にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
兵庫県における目標	数値目標を掲げたことは当然であるが、数値だけの計画になってしまっは、計画の実効性が期待できなくなるおそれがある。	1	(既に盛り込み済み) 本文P29の「第4章第4節2 計画の進行管理」の中にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	森林吸収源3.9%については検証が必要である。	1	(既に実施済み) 森林吸収源については、吸収量の算定方法が十分には確立していないことや国の今後の施策に絡んでくることが多いなどにより日本の森林吸収源として確保された3.9%を計上したものである。 なお、「森林吸収源対策推進プラン」において吸収量の検証を行っているところですが、今後の国の森林吸収源対策の動向をふまえ必要に応じて見直しを行います。
	京都メカニズムで1.6%削減目標が掲げられている。国際的取引か国内事業者取引かその方策が本文中に記載されていない。	1	(既に盛り込み済み) 京都メカニズムは、国際的取引であることは、明確であるため、本文中に記載する必要はないと考えています。
兵庫県が先導する地球温暖化対策	一番肝要なことは、温室効果ガスの削減が進むための施策展開であり、このことに重点をおいた計画になることが期待される。	1	(既に盛り込み済み) 本文P7の「第3章第1節4目標達成の方策(1)5つの重点項目・10の重点施策」の中にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
産業部門等における排出削減方策	温暖化防止に関する条例の遵守状況を毎年評価し、条例改正の基礎資料とする。	1	(既に実施済み) 環境の保全と創造に関する条例に基づき「特定物質排出抑制措置結果報告報告」の提出義務を事業者に課しており、その結果については温室効果ガス排出抑制対策の基礎資料としています。
民生(家庭)部門における取組の促進	省エネ住宅(ソーラー発電、雨水利用など)の住宅建設に助成金を出して推進する。	1	(既に盛り込み済み) 本文P12の「第3章第2節1(2) 住宅用太陽光発電設備等の導入の促進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。

民生(業務)部門における取組の促進	年に数回消灯デーを設け、各家庭の10時消灯、深夜営業の10時閉店に協力を呼びかける。学校や官公庁の残業を無くし、午後6時には消灯するようにする。	1	(既に実施済み) 消灯デーについては、6月18日の夜を「ブラッカイlluminateンション2006」とし20時～22時の2時間の消灯の呼びかけを国が提唱していますが、県においてもこれに協力し県内の市町、企業、団体へ周知徹底を行っています。なお、官公庁等の残業をなくすことは業務の遂行上、現状では困難です。
	民生(業務)部門における取組の促進で空調に関する記述がほとんど無いので言及すべきである。「建物の新築、リニューアルにおいては、その規模、使用実態に見合った合理的な空調熱源のベストミックスを追求していくよう奨励していく。」といった表現で空調にも言及すべきである。	1	(既に盛り込み済み) 本文P15の「第3章第2節1(3) オフィス・店舗等における省エネ機器の導入促進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	エアータオル(トイレで手を乾かす機械)を公共施設や学校に設置しない。	1	(既に実施済み) 県では、基本的にはエアータオルを設置しないこととしていますが、衛生面の観点からエアータオルを設置する必要があるケースもあります。
	包装材を家庭へ持ち帰らず、事業者の中で再利用すると衛生面での不安が無く実行できる。	1	(既に盛り込み済み) 本文p13の「第3章第2節1(2) 家庭での省エネ行動の取組の推進」で県民の行動指針としてご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	商業施設・銀行などへの、省エネへの徹底指導、冷房温度の設定を筆頭に、一向に改善が見られない。努力目標や取組結果の公表など、市民の目に見える形で競わせるような方策をとってほしい。	1	(既に盛り込み済み) 本文P23「第3章第2節6(3) 関西エコオフィス宣言運動の推進、エコスタイルの推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。また、積極的に省エネを進めている事業所については自らの申し出により関西エコオフィス宣言事業所として県のホームページに掲載しています。
	豊岡市は、前年度と比べて削減した高熱水費半額を各学校に返すシステムを導入している。これをぜひ全県に広めて欲しい。子供たちへの省エネ教育にもなり、二重の効果である。	1	(既に盛り込み済み) 本文P25「第4章第2節1(3) 地域住民等への情報提供と活動推進」にご意見に一致した記述をしています。
運輸部門における排出削減方策	アイドリング・エコドライブの推進項目があるが、周知、啓発だけでは守られない。県は、市町の公共交通は、全面徹底、私営交通事業者には、団体組織を通じ守られる方策を明らかにすべきである。	1	(既に盛り込み済み) 公共交通機関においてはアイドリングストップはかなり浸透してきており、また、民間交通事業者に対しても事業者団体を含め普及啓発を行っています。
	環境に優しいエコ型路面電車を敷設する。	1	(既に盛り込み済み) 環境面などで優れた特性を持つLRT(Light Rail Transit:高度化された路面電車)の導入については、本文p19(2)に記載しております「省CO2型交通システムのデザイン」の有効な手段の一つとして考えており、課題も多いが市町において導入の検討も行われているところです。

運輸部門における排出削減方策	公共交通機関の利用促進のため、温暖化防止の観点からバスの無料/割引券配布を検討してはどうか。	1	(既に実施済み) 本文P16の「第3章第2節1(4) 公共交通機関の利用促進」に関する事業として、神戸市交通局のエコファミリー制度や、阪急バスの環境(エコ)定期券などの制度が既に実施されているところですが、今後一層多くの事業者に対して、取組の促進を求めていくこととします。
	毎月2回以上、ノーマイカーデー、歩行者天国を設ける。	1	(既に盛り込み済み) 本文P16の「第3章第2節1(4) 公共交通機関の利用促進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	エコ対応型のコミュニケーションバスの運行を実施する。	1	(既に盛り込み済み) 本文P15の「第3章第2節1(4) ア事業者指導及び導入促進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	カーシェアリングの導入	1	(既に盛り込み済み) 本文p16「第3章第2節 アイドリングストップをはじめエコドライブの推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	各社が共同して一括配送などのシステムをつくる。例えば、学校給食には、様々な業者が共同で一台のトラックを利用する。	1	(既に盛り込み済み) 本文P17「第3章第2節1(4) 共同輸配送システムの導入等」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	モーダルシフト・共同輸配送システムは、啓発だけでは、効果がない。事業者・物流事業者に対してその実施効果を集約できる仕組みを構築するような表明がほしい。	1	(既に実施済み) 条例等の改正により、モーダルシフト・共同輸配送システムについて、事業者・物流事業者に対し、導入を指導していくこととしています。
	ハイブリッド車や電気自動車について県公用車への導入台数の公表や各企業へ依頼する内容の公表など目に見える方法で進めることが必要である。	1	(既に盛り込み済み) 本文P29の「第4章第4節2計画の進行管理」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
グリーンエネルギーの積極的な導入	新しい開発地域は、地域冷暖房を取り入れる。	1	(既に盛り込み済み) 本文P18「第3章第2節3(1) エネルギーの面的利用の促進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	残食等のリサイクルの仕組みづくりを推進する。	1	(既に盛り込み済み) 本文P18「第3章第2節2(4)バイオマス利用の推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	学校給食の残飯肥料化とゴミ削減・徹底分別を行って欲しい。	1	(既に盛り込み済み) 本文P18「第3章第2節2(4)バイオマス利用の推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	省エネ型のヒートポンプ式空調採用の場合に補助金を出すなどのインセンティブが有効である。	1	(既に盛り込み済み) 本文P17「第3章第2節2(2)事業所へのグリーンエネルギーの導入促進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。

グリーンエネルギーの積極的な導入	排熱利用、排水利用、リサイクル技術などの開発に助成金を出す。	1	(既に実施済み) 国等の補助制度や県のグリーンエネルギー導入資金融資制度(中小企業向け)により対応しています。
	条例で各企業や各家庭の消費電力の10%は、国や地方自治体から、新エネルギー(太陽光発電、風力発電、ごみ溶融炉発電、温度差発電等)の電気を購入するよう義務づける。	1	(既に実施済み) 電気事業者による等の利用に関する特別措置法に基づき電気事業者は一定量以上(平成18年度目標0.97%)以上の新エネルギーの利用が義務づけられています。なお、県ではこの目標を高くすることを国に働きかけています。
温室効果ガス吸収源対策・施策	鈴蘭台にすずらんの植花を行い、町興しをする。	1	(既に盛り込み済み) 本文P22の(4) 道路緑化の推進花いっぱいモデルの助成としてご意見の趣旨に関連した記述をしています。
	街路樹にあじさい等の蒸散作用の強い植物を植える。	1	(既に盛り込み済み) 本文P22の「第3章第2節5(4) 道路緑化の推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	国営明石公園予定地を整備し、エコ・ツーリズムを推進する。	1	(既に実施済み) 県では兵庫県観光ツーリズム推進本部を設置し、エコツーリズムを含むツーリズムについて推進を図っています。なお、国営明石海峡公園予定地の整備については事業主体が国であることから、必要に応じて国と調整を図っていきます。
	森林保全をすることで間伐材ができるので、それをチップにして固形燃料を作って石油の代わりに使う。	1	(既に盛り込み済み) 本文P18「第3章第2節2(4)バイオマス利用の推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	県民緑税の役割をもっと明確に表現すべきである。この税で何をやるか理解を得る方法は必要と思う。	1	(既に盛り込み済み) 本文P20「第3章第2節5 温室効果ガス吸収源対策・施策」に「県民緑税」を活用した森林整備の事業について記述をしています。
普及啓発等横断的施策	みどりの日に、県民が参加するエコイベントを企画する。	1	(既に実施済み) 環境省が主唱している「自然とふれあうみどりの日の集い」の趣旨に賛同し、県下の市町で、みどりの週間(4月23日～4月29日)に「自然とのふれあい」をテーマに、国立公園等において自然観察会やハイキングなど自然と触れ合うさまざまな行事を実施しています。
	学校教育においては、「総合的な学習の時間」で環境教育を、教科や道徳等と関連づけて実施するようにする。一般向けにもリサイクルイベントなど楽しんで環境保全ができる企画を催す。	2	(既に盛り込み済み) 既に策定している「兵庫県環境学習・教育方針」の中に盛り込み済みで、本文P23「兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、環境保全活動及び、環境学習・教育を推進する。」の中で対応します。

普及啓発等横断的施策	県民の意識改革やニーズの変革を促進することが、企業の取組をも大きくする進める原動力になる。	1	(既に盛り込み済み) 本文P12～13「第3章第2節(2)民生(家庭)部門における取組の推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	直接的な省エネ以外の多くの環境への取組が、温暖化防止に寄与することが考えられる。 ・台所から水を流さない。 下水処理場の負荷低減 ・廃棄物を出さない。 ごみ処理場の負荷低減 ・水道水を節約する。 水道施設の負荷低減 このようなCO2のLCAといったような観点での取組を進めることが、全体としてのCO2の排出量を削減させることに繋がる。県民に対する取組の促進を図る上でも、上記のような色々な取組が地球温暖化防止に効果があることを説明し、環境全般の取組を促進させることが有効と考える。	1	(既に盛り込み済み) 本文P13「第3章第2節(2) 家庭での省エネ行動の取組の推進」、P30「県民の行動指針」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
	環境性や省エネ性を点数化して優秀企業をマスコミやホームページで公表する得点によりインセンティブが働く。	1	(既に盛り込み済み) 本文P23「第3章第2節6(3)関西エコオフィス宣言運動の推進、エコスタイルの推進」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。また、積極的に省エネを進めている事業所については自らの申し出により関西エコオフィス宣言事業所として件のホームページに掲載しています。
	県施設の省エネ化改修について、単に空調機を高効率のものに改修するというだけでなく、空調機器については、建物の規模、使用実態に合わせて最新の熱源システムの組み合わせを検討した上で高効率機器の導入をする。」といった表現に変え、県自らが「積極的に考えて実行する姿勢」を示すべきである。また、給湯についても「給湯の実態に合わせて可能な限り高効率給湯器の導入を行う。」といった積極的な姿勢をお願いしたい。	1	(既に盛り込み済み) 本文P24「第3章第2節7県における率先的取組(1) 県施設の省エネ化改修」に記述した内容はご意見を含んだものです。
市町の役割	官民を問わず、それぞれの組織や部署で3W1H型の「行動計画書」の作成が不可欠である。そのために知事名で官公庁(県庁、市町村の役所、県内の小中高全ての学校、及び役所関連の財団)や団体に実行計画の作成を指示すべきである。	1	(既に盛り込み済み) 本文P26「第4章第2節2市町の役割」にご意見の趣旨に一致した記述をしています。
民生(業務)部門における取組の推進	オフィス・店舗等における省エネ機器の導入促進について、福祉施設等県から補助金を交付して建設する建物については、たとえば高効率給湯器の導入を補助金支給の条件にするなどの措置をとるべきである。	1	(事業実施の中での検討事項) 本文p15の「オフィス・店舗における省エネ機器の導入促進」に関する事業実施の中での検討事項にさせていただきます。
普及啓発等横断的施策	県内公共機関でサマータイムの導入をテスト的に行う。	1	(事業実施の中での検討事項) 県民の理解が得られるか見極めながら検討することとします。

民生(業務)部門における取組の推進	2台3台と並んだ自動販売機が目につく。「複数並んでいる方が好みに合う商品がありそう。」という消費者心理が背景にあるのだろうが、実際には同じような品物が重複している場合が多く、電力消費の無駄ははなはだしい。1台より2台、2台より3台と、並べて置けば置くだけ課税率が上がるようなことを考えてはどうか。	1	(対応困難) 現在、県では、自動販売機に課税することは考えていませんが、本文p15の「オフィス・店舗における省エネ機器の導入促進」で、重点施策として、オフィスや店舗への省エネ型の機器の導入を促進することとしています。
	街灯を発光ダイオードに替える。	1	(対応困難) 街灯(道路照明灯)については、現在の技術では光源としての能力不足のためLED化は不可能です。今後、技術の進捗をみて、検討させていただきます。
グリーンエネルギーの積極的な導入	温泉のある地域はその町全体の暖房、給湯を地熱でまかなう。	1	(対応困難) 地熱利用可能は偏っており、町全体の給湯等をまかなうことは困難です。
民生(業務)部門における取組の推進	兵庫県が運営するインターネットショップで、グリーン購入するとポイントが貯まり、割引になるシステムを導入する。	1	(その他) 現在、県が直営しているインターネットショップはありません。
	タバコの自動販売機をなくす。	1	(その他) タバコの自動販売機については、ほとんどエネルギーを使用しないことから温暖化ガス排出抑制という観点からは撤去しても効果は少ないと考えられます。
その他	高齢者世帯では、ゴミ出しの仕事に支援を必要としているので、一人暮らしの高齢者の安否の確認と兼ねてゴミ出しボランティアを育成する。	1	(その他) 今回のパブリックコメントの内容とは直接関係の無い意見と考えます。
	二酸化窒素が酸性雨の原因となっているので以下のイベントとの取組を提案する。 酸性土壌によく育つブルーベリー栽培とその色素を利用して色素還元型太陽光発電の実施提案 トリエタノールアミン溶液による二酸化窒素の捕集 まつの葉を利用した大気汚染測定 あさがおの葉を利用した光化学オキシダントの測定	1	(その他) 二酸化窒素は、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている二酸化炭素など6ガスに含まれていないことから温室効果は少ないものと考えます。また、二酸化窒素は本計画の対象とはしていません。